

令和二年七月豪雨の影響を踏まえた
省エネ法の対応について

令和二年七月
経済産業省
資源エネルギー庁
省エネルギー課

この度の令和二年七月豪雨により被害を受けられた事業者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）では、工場等を設置して事業を行う者に対して、

- ①前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kl 以上であった場合には、「エネルギー使用状況届出書」の提出を、
 - ②同届出書を提出し特定事業者等の指定を受けた場合には、「中長期計画書」及び「定期報告書」の提出を求めるとともに、
 - ③当該特定事業者等において、エネルギー管理統括者・管理企画推進者・管理者・管理員の選解任が生じた場合には、その届出の提出を求めています。
- 令和二年七月豪雨の影響を受けた事業者に対しては、一定の配慮を行うこととし、その対応方針を以下のとおり取りまとめましたので、御参照いただきますようお願いいたします。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度においても、同様の対応を行っております。

その他、令和二年七月豪雨の影響により、省エネ法に関する対応にお困りの事業者におかれましては、特定事業者等の指定を受けた経済産業局又は別紙の問い合わせ先に御相談ください。

【令和2年度分の報告書類に係る提出期限の免責について】

省エネ法（工場等に係る措置）報告書類	令和2年度の 提出期限 (新型コロナウイルス の影響を踏まえ延長)	免責期限
エネルギー使用状況届出書の提出	7月末日	令和2年10月30日
エネルギー管理統括者・管理企画推進者・ 管理者・管理員の選解任の届出	9月末日	
定期報告書・中長期計画書の提出	9月末日	

省エネ法（荷主に係る措置）報告書類	令和2年度の 提出期限 (新型コロナウイルス の影響を踏まえ延長)	免責期限
輸送量届出書の提出	7月末日	令和2年10月30日
定期報告書・中長期計画書の提出	9月末日	

(参考)

お問い合わせ先

窓 口	電話番号	メールアドレス	管轄区域
北海道経済産業局 エネルギー対策課	011-709-1753	hok-shoeneiteikidata@meti.go.jp	北海道
東北経済産業局 エネルギー対策課	022-221-4932	thk-shoeneiteikidata@meti.go.jp	青森県・岩手県・ 宮城県・秋田県・ 山形県・福島県
関東経済産業局 省エネルギー対策課	048-600-0443 048-600-0362	SYOENE-TEIKIHOUKOKU @meti.go.jp	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・新潟 県・山梨県・長野 県・静岡県
中部経済産業局 エネルギー対策課	052-951-2775	chb-shoeneiteikidata@meti.go.jp	富山県・石川県・ 岐阜県・愛知県・ 三重県
近畿経済産業局 エネルギー対策課	06-6966-6051	kin-syouene@meti.go.jp	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県
中国経済産業局 エネルギー対策課	082-224-5741	cgg-shoene@meti.go.jp	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県
四国経済産業局 エネルギー対策課	087-811-8535	sik-shoeneiteikidata@meti.go.jp	徳島県・香川県・ 愛媛県・高知県
九州経済産業局 エネルギー対策課	092-482-5474	kyu-shoeneiteikidata@meti.go.jp	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課	098-866-1759	okn-shoeneiteikidata@meti.go.jp	沖縄県
資源エネルギー庁 省エネルギー課	03-3501-9726	syoene-sikko@meti.go.jp	

令和二年七月豪雨の影響を踏まえた省エネ法（工場等関係）の対応について

●定期報告書・中長期計画書関係（工場等に係る措置）

問1 令和二年七月豪雨の影響により、中長期計画書、定期報告書を9月末日の期限までに提出することが困難であるが、提出を猶予してもらえないか。

(回答)

- 令和二年七月豪雨は、大規模な非常災害として、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害に指定されました。
- 当該指定に伴い、省エネ法の「中長期計画書」、「定期報告書」の提出について、今回の災害の影響により、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえ措置した令和2年度における本来の期限（9月30日）までに履行されなかった場合であっても、令和2年10月30日までに履行（提出）いただければ問題ありません。

問2 今回の災害の影響（被災によるデータの紛失等）により、前年度のエネルギー使用量等が把握できない工場等があるが、どうすればよいか。

(回答)

- 今回の災害の影響により、前年度のエネルギー使用量の算定等が不可能な場合（データを紛失した場合等）には、算定可能な工場等のみのエネルギー使用量をはじめとする各項目をご報告いただければ結構です。
- なお、一部の工場等のデータ等が欠損している旨を、定期報告書においては特定一第5表、第9表、指定一第7表、第9表に、中長期計画書においてはⅢに、必要に応じてそれぞれ記載して下さい。